

翻 訳

ヴィルヘルム・エーベル  
「ヤーコプ・グリムとドイツ法学」(試訳)

Jacob Grimm und die deutsche Rechtswissenschaft

von Dr. Wilhelm Ebel

稲 福 日出夫

訳者まえがき：

この試訳は、Wilhelm Ebel, Jacob Grimm und die deutsche Rechtswissenschaft. Rede gehalten bei der Immatrikulationsfeier der Georgia Augusta am 16. November 1963 (Göttinger Universitätsreden 41), Göttingen, 1963 の全訳である。全体で32頁の小著である。このフルタイトルからも分かるように、この原著の基になったのは、1963年11月におこなわれたゲッティンゲン大学の入学記念講演の原稿で、冒頭部分は呼びかけから始まっている。

ヴィルヘルム エーベル (1908-1980) について、私はそれほどの知識をもっていない。今から20年程前に、エーベルの *Geschichte der Gesetzgebung in Deutschland*, 2. Aufl. Göttingen, 1958 が邦訳された。西川洋一訳『ドイツ立法史』(東大出版会, 1985年)。その「訳者あとがき」には、簡潔で丁寧なエーベルの略伝が記されている。それに依れば「原著者ヴィルヘルム・エーベルは、ドイツ法制史(ゲルマニスティーク)の領域における今世紀最も重要な学者の一人に数えられており、本書は、小著とはいえ、著者の代表作として、1953年初版刊行後30年余り経た今もなお強い影響力を持っている」という。なお、彼の研究歴等については、是非、そこを参照されたい。

ゲッツ ラントヴェーア (Götz Landwehr) の記したネクロロジーがある (これ

も、西川訳で知った)。それは『サヴィニー財団法制史雑誌』(Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte. Germ.Abt.Bd.98,1981)に掲載されている。その追悼文から、エーベルのグリム研究に直接関係すると思われる箇所を抜き書きしておく。

そこでラントヴェーアは、「エーベルは、数多くの研究によって、ドイツ法学の歴史に、とりわけゲッティンゲン大学の生成と精神に対し、多大な貢献をした。……ここで、先ず第一に挙げられなければならないのは、ヨーハン シュティファン ピュッターについて著した類い稀な伝記である。さらに、グスタフ フーゴー、ヤーコプ グリム、ルドルフ フォン イェーリング、並びに、パウル ラーバント、オットー フォン ギールケに関する研究、さいごに、ゲッティンゲン大学法学部の小史、である」(474頁)と述べて、ヤーコプに関しては、ここに試訳したこの小著が挙げられている。また、エーベルは、ゲルマン法史に対する功績で、マールブルグ大学からグリム兄弟賞 (der Brüder-Grimm Preis) を授与された、という。

さらに、以下の記述も興味深い。

「ヴィルヘルム エーベルは、かつて自らのことを次のように述べたことがあった。

私は、自分自身について、たぶん——ヤーコプ グリムのように——『神は、がむしゃらに仕事をこなし且つ勤勉であることへの揺るぎない気質を、私に与えられた』と言っていいかもしれない。

しかし私はまた、ゲーテのようであることも認めないわけにはいかない。つまり、『私は、私の学問の専門的な基礎訓練を受けたことは一度もなかった。また、私は、研究の総仕上げに向けて必要な忍耐力を奮い起こすということも決してなかった』。

この自己分析、性格描写と彼の研究歴とは一致する。つまり、彼はいつも、或る研究をやり遂げないうちに、次の仕事に取りかかった。その結果、ときには未完成のままの原稿が、そのままあっさりと打ち捨てておかれ、完成に至るということがなかった」(475頁)。

1999年の暮れ、ベルリン自由大学のドイツ法史研究所 (Institut für Deutsche Rechtsgeschichte) で資料を調べていた折り、私は、暖かい励ましの言葉と共に、この著を、著者のご子息F.エーベル (Friedrich Ebel) 教授から頂いた。記して謝意を表したい。

なお、ラテン語にかんして、本学総合文化学部の伊波和正教授のお世話になった。先生には訳稿の一部にも目を通していただいた。永年の先生のご指導に感謝したい。

貴顕各位, 同僚諸氏へ

(Honores, honorandi, commilitones!)

ベルリンのマティーイ墓地にふたつの古くて灰色がかった墓石がいっしょに並んでたっている。その墓石の一つには、「ここにヤーコプ・グリム Jacob Grimm (1785年1月4日-1863年9月20日) 眠る」という碑文が刻まれている。もうひとつの墓石には、「ここにヴィルヘルム・グリム Wilhelm Grimm (1786年2月24日-1859年12月16日) 眠る」と刻まれている。死んだ後も一緒にいたいという兄弟の意志によって、おそらくドイツ精神史上もっとも有名な一組の兄弟は、ここで永眠している。このふたりの兄弟は、生まれ故郷であるハーナウからシュタイナウ、カッセル、マールブルク、ゲッティンゲンを経てベルリンへと続いた人生、たゆまぬ勤勉さや独創的な仕事ぶり、また、しばしば物質的金銭的に苦況にたたされたり、あるいはまた、最大の尊敬をあつめるといったその長い人生を、ドイツ並びにドイツ民族の心情のなかで送った。グリム兄弟、学問の世界の天空に一等星の輝きをもつふたつの星には、真の民衆性 (Volkstümlichkeit) を獲得するという役割が割り当てられていた。彼らの主要著作は、きわめて繊細緻密で、専門学者にとってのみその内容がじゅうぶんに解き明かされる作品であって、彼らの表現様式からしてすでに決して読みやすい作品とは言えない。それにもかかわらず、彼らは民衆性を得る運命にあったのである。彼ら兄弟に関して書かれたおびただしい数の伝記もまた、例外なく、愛情に満ちた敬慕の響きで一致している——そのなかには、陶醉しきった熱狂的賛辞も稀ではないが——。いやそれどころか、しばしば、このふたりのグリムは、民族の色調を帯びた学者の伝記の理想的な対象であるように思われる。

学者にしては稀な親しみやすさ、決して尋常ではないこの民衆性は、簡単には説明することのできない現象である。

それに関しては、彼らが『子供と家庭の童話』(Kinder-und Hausmärchen) の蒐集家であり編者であったということが、確かにもっとも大事なこともかもしれない。この童話集が、兄弟に対して——この本と比較してさほど知られることのなかった『ドイツ伝説集』(Deutsche Sagen) に優って——、大人から子供までの幅広い階

層に彼らの名声を確かなものとしたのであった。世界中の子供たちや母親たちに信頼されているこの作品は、50以上の言語に翻訳されていて、世界にもっとも普及しているドイツの本である。この童話集の訳本が出版される際、その国々で挿入される各々の挿し絵の研究だけでも、民族心理学の教科書に匹敵する。20年ものあいだ、兄弟は童話の蒐集にとりかかっていた。——当時、兄弟はまだなんらの報酬を得ることもなかった。それどころか、兄弟は、童話蒐集のために、彼らの古びた服さえも手放さなければならなかった。1812年に、童話集の第1巻が出版された。出版によってやっと手にした彼らのわずかばかりの報酬の一部も、結局、印刷業者に騙し取られてしまった。この童話集の出版以来、幾世代もの出版業界の人々や最近では映画やレコードの製造業者たちまでが、世界文学のこの作品によって利益をあげている。

ひょっとすると、二人の学識ある兄弟が、仕事や生活の面で例をみないような共同生活を送ったという、その愛すべき像も、彼らの民衆性を高めるのに一役かっているかもしれない。父親を亡くした少年時代の貧しさのなかで、二人はひとつのベットを使用していたように、彼らは、早くに母親を亡くして後(1808年)——その母親の死は、無職のこの二人の青年に、4名の弟妹たちの面倒を見るということをも課してしまったのだが——、生涯にわたって財産を共有して暮らした。しかも、そうした生活は、弟ヴィルヘルムが、1825年にドロテーア・ヴィルト (Dorethea Wild) ([愛称] ドルトヒェン Dortchen) と結婚した後も続き、彼らは家計を共有して暮らしたのであった。家計においてつねに良い給料をもらっていた独身ヤーコプが、その家庭ではいわば家長 (pater familias) のような存在であった。そして、兄弟が1810年に文字どおり誓い合ったこと、すなわち、決して別れないということ、「もし、二人のうち誰かひとりが、どこか他の場所へ行こうとするのであれば、他のもう一人は関係を絶つ」という誓いを、兄弟は、1829年に図書館司書としてゲッティンゲン大学への招聘に応じたさいにも、また、1840年のベルリン・アカデミーへの任命のさいにも守ったのであった。彼らのお墓もまた、その誓いをはっきりと示している。

しかし、これまで述べてきたことよりも、おそらく、総じて彼らの研究の傾向や主題のほうが、彼らのもつ民衆性を説明するのに適しているだろう。二人の研究は、

たとえ学問的業績の大きさや意味内容に違いはあっても、それでもやはり、そのエートスや志す方向において、すべての教養人に親しみやすく明瞭であり、また世間一般の賛美をあつめたのであった。グリム兄弟が「ドイツ学」(Wissenschaft vom Deutschen)を基礎づけた時代は、ロマン主義や解放戦争が渦巻き、また、旧帝国へのノスタルジア、と同時に、市民的な憲法保障が切に望まれた時代であった。その「ドイツ学」という概念のなかに、われわれの民族の言語、習俗(Sitte)、詩(Poesie)、歴史、および法の探求が、彼らによってひとつに結合された。しかし、グリム兄弟はまた、以前の、たんに文学的サロンのなかでしか咲くことのなかった色褪せた愚にもつかないロマン主義の青い花(blau Blume)を、田畑や耕地へと移植し、それに豊かな実りをもたせた。兄弟二人の手によって、中世ゲルマン文芸に関する文献学的に輝かしい作品が刊行され、また、ヴィルヘルムは英雄伝説のすぐれた研究を、他方、ヤーコプは、ドイツ法古事誌、ドイツ語文法、ドイツ語の歴史、それに加えて全部で600余りにのぼる個別論文を発表していった。そのことによって彼らは、ロマン主義者たちの、他よりひときわ傑出したものに対する心酔、それと同化したいという性急さ、熱狂といったものを、堅実な、微細な点にまで精確な学問に変え、また、そうした研究を通して——およそ数百年古い古典的(klassisch)なものに対して——、ドイツ文献学(die deutsche Philologie)を創り出した。言語に対する愛情、その生命のもつ固有の衝撃は、彼らをして、わずかなもの、些細なものをも尊重させた。これが兄弟の「無意味なものに対する敬虔な気持ち」であった。これは、ケルンの大聖堂建築にかかわりのあったシュルピッツ・ボアスレ(Sulpiz Boisserée)からの引用である。彼のこの表現は、元来、グリムを指して「がらくたへの畏敬の念」と述べたアウグスト・ヴィルヘルム・シュレーゲル(August Wilhelm Schlegel)の批判的軽蔑的な論評を、愛情に満ちた且つ信心深い表現へと捉え返した発言であり、彼のグリム理解であった。

兄弟は、1830年1月から1837年末までの8年間、図書館司書および教授としてゲッティンゲン大学で勤務したことがあった。ここで起こった有名なゲッティンゲン七教授事件、すなわち、しばしば取り上げられる1837年12月14日に起こった彼らを解雇するという事件を、彼らの民衆性を考えるうえで引き合いに出すこともまた自然であるだろう。——ところで、この事件では、兄弟のほかに5名の教授(すなわち、

アルブレヒトAlbrecht, ダールマンDahlmann, エーヴァルトEwald, ゲルヴィヌスGervinus, およびヴィルヘルム・ウェーバーWilhelm Weber) も解雇されている——。もし, この7名の教授の名前を問われた場合, グリム兄弟の名前はすぐさま出てくるが残り5名の名前は思い出せない, というのが普通ではないだろうか。そういう世間一般の事象は, 容易に想像することができる。そうした事象は次のことを物語っている。つまり, この不幸な事件にグリム兄弟が関わったということは, 不名誉なこととして感じられてしまう出来事というよりも, むしろこの事件によって少なからず人気を高めることになった, ということを物語っているだろう。1837年に起こったこの紛争をここでもう一度述べることは, われわれのテーマにとって, 重要でもなければ, おそらくまたゲッティンゲンにおいて必要でもない。また, 3月前期ドイツ市民層におけるこの紛争の反響も必要ではない。当時の市民は, ゲッティンゲンの教授たちの良心に基づく抗議と称されたこの措置を, 政治的な抗議行動として, 真の反抗権に基づく行動として理解したのであった。最近出た適切な解釈によってもそのことを示している<sup>1)</sup>。この事件の内実は, その後の歴史記録の点からもそう示しているように, その結末の状況から解き明かされた。それは, ヴィルヘルム・テルの行為 (eine Tellstat) のように, ハノーヴァー国王の不適切な企てに逆らい, 1848年の革命へと向かって燦っていたドイツの政治的雰囲気の中かで, そうした時代の空気のもつ勢い, 牽引力が引き起こしたのであった。ハノーヴァー国王は, 絶対主義から身分制的等族国家を経て, 憲法に基づく君主政体へと進展するドイツの歴史の歯車を逆に回転させようと目論んだのであった。1849年のフランクフルトのパウルス教会議会 (Paulskirchen-Parlament) は, 1837年のゲッティンゲン事件を抜きにしては, 十分には理解され得ないものである。その議会のなかでは, ヤーコブ・グリムもまた, 座席を占めていた。ゲッティンゲン事件がひとびとの記憶に残っていて, 彼はルール川沿いのミュールハイム選挙区から世襲皇帝党 (Erbkaiserlichen Partei) の議員として選出されていたのである。レオポルト・フォン・ランケ (Leopold von Ranke) が語ったところによれば, ヤーコブ・グ

---

1) E. R. Huber, Dt. Verf. Gesch. seit 1879, Bd. II (1960)S. 100.

リムは「雪のように白い髪と、ダンテを思い起こさせる顔をもった男」であった、という——。しかし、ヤーコプはそこに長くは我慢できなかった。彼は書物や古写本へ向き合うことを切望した。それというのも、彼は、ゲッティンゲンの歴史学の大家ゲオルグ・ヴァイツ (Georg Waitz) がヤーコプ・グリムへの追悼文のなかで適切に確認したように、結局のところ、「政治的なことがらに対しなんらの喜びも見い出せない」性格であった。確かに、ゲッティンゲンの紛争は、抗議する教授たちの非の打ちどころのない個人的な立派な振る舞いという観点から照らし出される道徳的な卓越した局面をもっていたというだけにとどまらない。その紛争は、高く評価されるべき政治的、憲法史的な影響をほとんどもつことはなかった——。法の歴史家は、職務や宣誓の法的状況をも考慮しなければならない。当時の状況は、そのころの関係者にはおそらく自覚されてなかったが、教授たちにとって、近年の、あるいは最新のドイツの文献が、さまざまに取り上げられているこの出来事に対し認めているように、有利な状況では決してなかったのである<sup>2)</sup>。われわれは、「怒りに震えるニーベルンゲンの問い」(H.ハインペルH. Heimpe), すなわち、「誓いはどこへ行ったのか」(Wår sint die eide komen) というヤーコプ・グリムが彼の弁明書『私の解雇について』(Über meine Entlassung) のなかでモットーとしてその冒頭に掲げた問いに対しては、冷静かつ法律的にみて、疑問符をつけなければならない。が、確かにそうであったとしても、それでもやはり、このドイツの散文作品の傑作で述べられた一文、大学人に関係し、われわれにとっても今日なお関わりのある次のような発言は、なお有効であり続ける。この弁明書でグリムはこう述べている。「ドイツの大学 (hohe Schulen) は、単に、群をなして流れ込み且つ流れ去る若者たちの大群の故にだけでなく、その若者たちを当て込み、それと精確に対応するという教員固有の特性からしても、国家の中で起こる良きこと悪きことすべてに対しきわめて過敏であり繊細多感なのである」。ゲッティンゲン大学 (Georgia Augusta) の歴史は、最近の10年間においても、この言葉が真実であることを証明した。

---

2) 補遺における付説参照 [訳注：原著30, 31頁に付説 Exkursとして、ハノーヴァーの憲法紛争についての法律的側面からの議論が紹介されている。後掲。]

わたしは、1837年のこの事件がひきおこした副産物についても言及したいと思う。ドイツ語大辞典のことである。1838年に、ライプツィヒの出版業者のヒンツェル (Hinzel) とライマー (Reimer) が、グリム兄弟の免職中の生計の一助にでもなればという思いもあって、兄弟にドイツ語辞典の編集を申し出た。彼らもそれに応じたのであるが、彼らは、その人生の後半20年を、主としてこのたいへんな仕事に捧げることになった。この途方もない仕事は、兄弟の死から約100年経った後にやっと、ライプツィヒのゲルマニストのテオドール・フリングス (Theodor Frings) やゲッティンゲンのゲルマニスト、ハンス・ノイマン (Hans Neumann) の手によって完成した。兄弟が編集の仕事を引き受けた当初は、7巻本を想定していたが、それが実に32巻になったのである。死の間際、ヤーコプ・グリム自身が執筆した最後の項目は、「果実」(Frucht) という語彙であった。

以上述べてきたような彼らのもつ固有の性質やひたむきさ、つまり、誠実な人柄、また、そうした性格と彼らが行った仕事との完全な一致、こうしたことがらのすべてによって、グリム兄弟は、多くのドイツの民衆の気持ちにも、まさにぴったりであったに違いない。とはいっても、民衆の多くは、グリム兄弟の学問的業績について単におおまかな知識しかもっていなかったのではあるが・・・。「ドイツの教師像を、われわれは、ヤーコプ・グリム以上に、純粋な形で思い描くことができない」と、古代文献学者ウルリッヒ・フォン・ヴィラモヴィッツ-メーレンドルフ (Ulrich v. Wilamowitz-Möllendorf) は述べた。ランケは、兄弟のなかでもより著名なヤーコプを指して「自ら志向した研究に対して、生まれつきその素養を身につけていた精神の持ち主」と呼んだ。同様にまた、先にも挙げたゲオルグ・ヴァイツは——彼はドイツ憲法史の基礎を築いた人物で、冷静謹厳な歴史家で知られ、また、博士論文のテーゼとして「誰も法律の知識の習熟なしには歴史家たらず」(Nemo historicus nisi juris cognitione imbutus) という命題を主張した人物であるが——、そのヴァイツが、ヤーコプの追悼のさい<sup>2a)</sup>、次のような辞を力を含めて述べた。「言葉の真の意味において、われわれは、ヤーコプ・グリムをドイツ学

---

2a) この講演は、ゲッティンゲンの学術団体の席で行われた。グリム兄弟は、大学を免職になったにもかかわらず、その団体の会員資格を失うことはなかった。



(deutsche Wissenschaft)の第一級の人物と呼ぶことができるであろう。彼のとった手法で、彼と並ぶことのできるひとは決して存在しない<sup>3)</sup>。兄弟の死後、彼らを、単なる牧歌的作品を残した些細な、取るに足りない人物として過小評価したり、あるいはまた、ヴィルヘルム時代の流儀で、愛国心の使者として二人の名が悪用されたことはあったが、しかし、それでもグリム兄弟の名の輝きを永遠に曇らせるということとはなかった。現在、この名前を折に触れて恣意的に利用するために、兄弟の仕事の内容をまったく理解していない輩によって、時代離れした国家主義者の教祖のひとりに祭り上げられることがあったとしても、グリム兄弟の名前は、それをなんとか切り抜けていくであろう。

今年、ヤーコプの没後百年にあたる。私の今日のテーマは彼ら兄弟のうちのヤーコプに関することにのみ向けられるべきであるにもかかわらず、私が、兄弟に共通の像を描くのに、あまりにもこだわりすぎているように映るかもしれない。しかしながら、二人にかんする諸々の事実や業績について述べることのできる事柄は——必ずしも完全に一致するというわけではないが——、ヤーコプ個人にかんしてもまた、当然あてはまる事柄であったであろう。しかしながら、そうはいっても、私がこれから論じようとする限定されたテーマ、すなわち法学にかんする限り、もちろん兄弟を分けて論じることができる。そして、このように論点を制限して論じること、しかもヤーコプ・グリムの仕事のなかではほとんど副次的な領域にすぎない部門に限定して論じることに対して、皆さんには諒解していただけるものと思われる。というのも、すでにG. ヴァイツも、グリムの従事してきた仕事の全体、総計は、要するに、兄弟がひとりひとりで手掛けたのでは十分には果たすことのできない課題であったであろうということを、認めざるを得なかった。とすれば、グリムの時代と違って、現代の法の歴史家が——個人で行うには、狭い研究領域ですら、かなり難しくなっている時代に——、そのひとの専門分野に限定して論じるとしても、その歴史家を責めることはできないであろう。グリムが亡くなってから100年が経

---

3) ヴァイツは、この講演において、ヤーコプ・グリムによって発見されたゲルマン語の音韻推移の規則を自然科学上の発見と類似させて、グリムの法則と名づけることを提案したが、満足のいく賛同は得られなかった。

過した。が、そうした長い年月が経ったからといって、彼にとって法学とは何であったのか、また、今日の法学を彼はどうみるのか、という問いに対する回答は、必ずしも容易になったわけではない。

われわれのこの問いに対する回答としては、彼が偉大なゲルマニストであり、ドイツ文献学の創始者であり、——彼の弟ヴィルヘルムと同様——もともと法律学を専攻し、そしてこの学問だけを修めたのである、といった事情の説明からは取り立てていようなほどの収穫を引き出せるわけではない。それというのも、確かに彼ら兄弟は、その名声をこの法学の分野で築いたのは事実ではあるのだが、しかし、いってみれば独学者としてようやく自力で築いていったのだから。それに又、ヤーコプは、大学での法学研究といっても、その卒業試験すら受けずに切り上げたのであった。——彼は、大学で一度たりとも試験を受けたことがなかった。たったの一度も。そもそも彼は、我々が今日、大学入学資格試験 (Abitur) と呼んでいるものですら受験したわけではなかったのである——。他方、ヴィルヘルムは法学部の卒業試験をきちんと受けている。しかし、まさにヤーコプのおかげでドイツの法学はきわめて豊かになり充実したものになった、と言われている。法学の分野における彼らの研究のこうした評価があるにはあるが、そうはいつでも、兄弟を法律家 (Jurist) とみなすのは難しい。それは、われわれが、たとえば、ルートヴィッヒ・ウーラント (Ludwig Uhland) を法律家と呼んだり、ハインリッヒ・ハイネ (Heinrich Heine) をゲッティンゲン大学法学博士、あるいはシラー (Schiller) を医者と呼ぶことができないのと同じである。ヤーコプ・グリムは、彼の著作『ドイツ法古事誌』 (deutsche Rechtsaltertümer) (1828年) を公刊するとすぐに、ベルリン大学とブレスラウ大学から法学名誉博士の称号が授けられた——遅れて、オーストリアのプラハ大学が続いた——<sup>3a)</sup>。その時に、ヤーコプは、或る人から、領地に関する事柄 (Lehnssache) の法的鑑定を求めため、不快きわまる記録文書の山が送られてきて、それを解決すべく依頼を受けた。そうした願いに対して、彼は嫌悪に満ちてはねつけた。「そのような審理調書類は不快なものです」。彼は (モイゼバッハ男爵 Freiherr v. Meusebach に宛てて) 書き送った。「そうし

---

3 a) マールブルグ大学からは、1819年にすでに、兄弟に哲学名誉博士の学位が授けられていた。

た書類は分厚いにもかかわらず、意義ある内容はなにも含まれていません。いいですか、私は、文法を研究するのが好きなのです。その研究では、数綴 (bogenlang) [訳註：一般には、一綴は書籍の16頁分] のテキストから抜粋しなければならないのです。

ヤーコプが、大学で正規の法学の課程すら修了することもなかったことについては、或る人物との係わりがあった。そして、その人物との出会いというのは、おそらく彼の学生時代において決定的に重要な出来事であった。兄弟は、——ヤーコプは1802年に、弟のヴィルヘルムは1年遅れて1803年に——マールブルグ大学に入学した。彼らは内的な動機に突き動かされて法学部を選択したわけではなかった。「私は、主として法学を勉強しました。というのも私の亡くなった父が法律家であったし、母もまた、私が法学を勉強することをいちばん喜んでいたので」と、ヤーコプは『自叙伝』(1831年)に書いている。かなり早い時期に亡くなったヤーコプの父は、ヘッセン国ハーナウの王侯貴族の役場の書記官で、ハーナウに住んでいた。後に役人としてキンツィヒ川沿いのシュタイナウに移り住んだ。それに加えて大事なことは、「私が大学での勉学を早く修め、期待通りの勤め口を見つけることによって、もっとも愛する母親の心配をはやく取り除くこと」であった。しかし、母親の期待通りに事が運ぶというふうにはいかなかった。ヤーコプの母親は、彼がウェストファーレン王国の国王、つまりナポレオンの弟ジェローム王の私設の図書館員として、1808年7月にカッセルで就職した6週間後に亡くなってしまった。弟ヴィルヘルムは、1814年に初めて、カッセル図書館に勤め口を見つけ、年収100ターラーを得ることができた。1816年からはヤーコプもそこに勤め、月収50ターラーであった。兄弟の生涯においてもっとも実り豊かで幸福に満ちた年月がこの頃であった。が、当然に予想されていた昇進がまったく無視されてしまったことへの憤りから、1829年に兄弟は、彼らに声をかける機会を窺っていたゲッティンゲン大学図書館の招聘に応じた。当時、兄弟がいかに立派な仕事を成し遂げ名声を得ているか、ということを経済中のひとびとが、すでに知っていた。ただ、兄弟の雇い主であるカッセルの選帝侯だけがそのことを知らなかった。

話をマールブルク時代に戻そう。マールブルクは、中世やロマン主義に対する兄弟の豊かな感受性を呼び覚まし、また、当時であってももちろん数は少なかったが、知的に生き生きとした学生には、実用法学に対応した法学の研究分野を追究すると

いう点で、他のドイツのどの大学よりももっとも適している大学であった。ここでも大抵の教授たちは年老いていて、彼らの講義は——ヤーコプの証言によれば——、たいていは一本調子で退屈であり、こぢんまりと上手に纏められたものであった。もし、そこで、(あらゆる意味において) 若々しい員外教授と出会うことがなかったならば、グリム兄弟は、ひょっとして——誰が想像できるであろうか——ヘッセン国の実直な法律家になっていたことであろう。その若き員外教授とは、フリードリッヒ・カール・フォン・サヴィニー (Friedrich Carl von Savigny) のことであり、彼は、まさに19世紀ドイツ法学の巨匠になるための準備に取りかかっているところであった。彼の講義は、伝統に捕らわれることなく才気に満ち、魅力溢れるものであった。——彼の法学方法論については、グリム兄弟によって記された講義ノートが保存されている (このノートもまた、兄弟二人の共同によるものであった) ——。サヴィニーは、おそらくゲッティンゲンの範例に従って、学生たちに実際の法律問題を課するさいにもそれを用いた。教授の住居でなされるそうした勉学の積み重ねや交流から、サヴィニーとグリム兄弟との間に、個人的な信頼関係が生じてきた。それは、彼らの生涯にわたって続くもので、あの時代における典型的な友情のかたちであった。ひとは、彼らの友情のなかに——その友情は1837年以降、著しく冷めたのだが——、つねに巨匠同士の響き合う関係、つまりローマ法学とゲルマン学 (Germanistik) という歴史学派における領袖たちの繋がりだけをみてきた。しかしながら、二人の関係は、19世紀にしばしばみられた多くの学者同士の友情のひとつとして捉えられる問題ではない。多くの学者との親密な交流という点では、実際また、グリム兄弟も絶えずロマン主義者たちと友情を保ち続けていたのであった。そうした人物としては、たとえば、ダールマン (Dahlmann)、ラッハマン (Lachmann)、ラースベルク男爵 (Freiherr von Laßberg)、モウゼバツハ男爵 (Freiherr von Meusebach)、ホーフマン・フォン・ファラーズレーベン (Hoffmann von Fallersleben)、あるいはルートヴィッヒ・ウーラント (Ludwig Uhland) などがいる。われわれは、サヴィニーとグリム兄弟との交流の原因と発端に着目しなければならない。それについて述べると、一方には、古くからの貴族の家柄の出であり、莫大な資産家の子孫であって、やっと23歳になったばかりの若き男がいる。彼は、ひよんなことから大学の教師になった。しかも、1803年に出版されたばかりの、彼の最初の、ローマ法の占有権に関する

重要な著作でもって、若くしてすでに輝かしい将来が約束された学者であった。彼はまた、あらかじめ十分に考量された誠実な文体や口調でもって好感をもたれている講師、17歳の学生ヤーコプ・グリムのなかに月並みならざるものを感じ取る能力を大事に育てていった世才に長けた人物であった。他方には、裕福な貴族の息子達が潤沢な奨学金を得ているというのに、熱心に勉強しているにもかかわらず、ごく少額の送金や学資金、無料の食事制(Freitisch)を受けることすらできずに生活費に困っている学生がいる。その貧しい若者は、カッセルのギムナジウム時代、他の級友たちは敬称で呼ばれていたのに反して、クラスでただひとりだけ、教師に——農場で雇われた作男(Bauernknecht)に向かって呼ばれるように——、「お前」(Er)と呼ばれていた。また、この若者は本の虫(Bücherfresser)であった。彼は、情愛をもって接してくれるサヴィニー教授のもとで、初めてみる幾つもの最新の蔵書を手にした。そしてそれらの蔵書のなかには、彼には理解することのできないドイツ語で書かれた古事学にかんする書物も含まれていた。そうした書物のなかの一冊は、ヤーコプに、彼の生涯の課題に対する予感を与えるものであった。その本とは、ボードマン(Bodmann)によって刊行されたミンネザングに関する本であった。驚くべきことに、ヤーコプは1805年1月、大学の卒業試験の直前、学生として学業を続けて欲しいという母親の希望を結果的には無視するかたちで、彼の尊敬するサヴィニー先生の求めに応じてパリへ向かった。サヴィニーは、自らの研究のために、中世の法書家たちの古写本の抄録作りを、ヤーコプに依頼したのであった。サヴィニーは、クニグンデ・ブレンターノ(Kunigunde Brentano)と結婚した後、1804年の末に、パリへと旅立っていた。彼女は、サヴィニーの友人であるクレメンス・ブレンターノやベッティーナ(Clemens Brentano und Bettina)の姉妹で、静かにしておれず名誉心旺盛なタイプの女性であった。サヴィニーは新妻と一緒に、6巻からなる壮大な中世ローマ法史の構想を練る準備を進めるために、パリにやってきた。そして、サヴィニーは、その作業をすすめるうちに助手が必要であると感じた。その時、彼は、びっくりするほどの記憶力の持ち主でコツコツとよく勉強する学生、ヤーコプを思い出したのであった。それから9ヶ月後、サヴィニーはパリから戻った。そこで、ヤーコプは、法学部の中退生として、カッセルにいる母のもとへ再び姿をみせた。結局、彼は大学での学業を完全に修了することはなかった。が、ヤーコプは、パリの図書館で、

サヴィニーの助手として古写本を抜き書きする傍らで、同時に中世ドイツ文学の古写本をも発見し、それを読み解く作業を経験して以来、彼に固有の天職を見出したのであった。

サヴィニーや彼の義兄弟たちを通じて、グリム兄弟は、いわゆるハイデルベルグ・ロマン派のサークルの面々と交流することになった。そのサークルの人々とサヴィニーは親しくしていたにもかかわらず、それでも彼の生涯をかけた仕事においては、そのサークルとの関係は薄かった。すなわち、彼は、ライフワークである歴史的且つドグマ的な作品——先行して発刊された10巻をもってしてもなお完結させるにはいまだ程遠かった『現代ローマ法体系』(System des heutigen römischen Rechts)——を刊行した。それをみると、文体や内容の点で、思考過程での叙事詩風に入り組んだ説明の広がりや華麗な冷静沈着さの点で、徹底して概念の明晰さを追究した点で、彼は、古典期の人物 (ein Klassiker) であり、法学の世界におけるゲートであり、ロマン主義的 (romantisch) 精神よりもむしろローマ人的 (romanisch) 精神の持ち主であった。サヴィニーとグリム兄弟との間の交友について語ろうとする場合には、こうしたサヴィニーの資質についても考慮に入れなければならない。それにまた、どちらかというところ、グリム兄弟のなかでは、温和な性格でバランス感覚のとれたヴィルヘルムのほうが、攻撃的な性格で頑固一徹なところのあるヤーコプよりも、サヴィニーに気に入られていた。数年前、グリム兄弟がサヴィニーに宛てた書簡も——それは、以前すでに刊行されていたサヴィニーの書簡と対をなすものである——公刊された。書簡を通じて窺うことのできる研究内容だけでなく手紙それ自体を貴重で大切なものと受け止めていた時代には、大抵、きわめて貧弱な文学ジャンルであった「往復書簡」という小麦のもみがらのなかにあって、その書簡集のなかには、いくつかの穀粒 (einige Weizenkörner) が [——つまり、価値のないものがほとんどだが、そのなかにも価値ある書簡が：訳注] 含まれている。書簡を通じてみえてくるサヴィニーとグリム兄弟の関係の実像は、多くの点で親密な友好関係がみられるにせよ、なお古い師弟関係の影響を残していることを示している。兄弟の学生時代以来消えることのないマールブルグ大学教授に対する熱い尊敬の念、歴史学派の領袖、主神 (Olympier) に対する賛美の念、困っているときにはお金を融通してもらえが、また絶えず、それを果たすのに数週間も要するような難儀な仕事を、至極当然のこのように頼み込

んでくる親切な友人。サヴィニーが兄弟に依頼したそのような仕事として、書簡集に綴られているところによれば、たとえば、図書館でこれやあれやの手書き稿本の抄録作りをしたり、諸々の版本を比較、照合するといったことなどがあった——。サヴィニーは、1814年に公刊された彼の論文『立法および法学に対する現代の使命』(Vom Beruf unserer Zeit für Gesetzgebung und Rechtswissenschaft)に対する詳細な論評<sup>4)</sup>を求め、実際またヤーコプから受け取るのではあるが、サヴィニー自身は、書き送られてくるそうした仕事に対して、兄弟に好意的ではあるがきわめて短く応じているにすぎない。ヤーコプは、1807年5月9日付けで<sup>5)</sup>、法律学からの最終的決別を書き綴り、こうした彼の「改宗」(Religionsveränderung)に対する寛容、理解をサヴィニーに希うといった心情を吐露した内容の手紙を書き送った。それに対してサヴィニーは、この手紙を受け取った後5ヶ月が経ってやっと返事をくれた。しかもその内容は、世間と交渉を断ち、引きこもってしまうといったヤーコプの頑固な性質が、今また増幅されてきただけではないか、という懸念を記しただけのものでしかなかった。

すでに述べたところではあるが、貴族的な正統主義者、いや反動的な保守主義者でさえあるサヴィニーが、ゲッティンゲン七教授のとった歩調に対して、ヤーコプ・グリムの思うところによれば冷ややかな態度で応じ、彼によってサヴィニーという男は自由主義的な人物ではないということを確認されて以来、サヴィニーとグリム兄弟のあいだの友情は目に見えて冷めていった。兄弟の心境として、当時は、免職によって傷つき痛んでいたという状況であったということが考慮されなければならないとしても、こうした感情のもつれを言い繕うことは無意味である。サヴィニーは、ゲッティンゲン七教授事件の結果、兄弟が免職に追いやられたことを「無邪気に唆されてやったこと」と捉えていたのであり、兄弟のとったこのような行動は、サヴィニーの感情をひどく害したのであった。さらに、グリム兄弟が1841年にベルリンにやってきたとき、サヴィニーと兄弟との関係は、なるほど外面上は改善されてはいたが、しかし、かつての言葉には出さない憤りに加えてさらに、新たな失望が待っていたのであった。サヴィニーは、1842年にプロイセンの立法大臣に就任し

4) Briefe an Savigny S. 171ff.

5) Briefe an Savigny S. 28ff.

た。時の国王はフリードリッヒ・ヴィルヘルム4世 (Friedrich Wilhelm IV.) であるが、サヴィニーは彼の皇太子時代に、彼を教えたことがあった。この省は、サヴィニーのために特別に創られたが、1848年の革命の年に、サヴィニーの免職によって消滅した役所であった。ここで、そのような官職は、先に触れた1814年の論文のなかでサヴィニーが綱領的に公式化し纏め上げた歴史法学派の基本テーゼと真っ向から対立し矛盾する、ということが見過ごされてはならない。というのも、サヴィニーは、その綱領のなかで、当時であってはいく否、総じて何時の時代にあっても——、したがって当然、彼自身においても、立法を図らなければならないという使命については、力を込めて否定的見解を述べていたのである。それにまた、邪気のない学者であるサヴィニーには、省内の権謀や諸々の奸策を解決するのは無理であった。加えて、サヴィニーは、学問的にも自己を見失ってしまった。この先ずっと彼は教授職を放棄した。それにまた、彼の死 (1861年) にいたるまで、再び彼の創作意欲が高まるということはもはやなかった。さて、ここでわれわれは、それとは対照的な人物を採り上げることにしよう。ヤーコプ・グリムである。彼はどこかシャイで交際嫌いなところがあり、老年になるとほとんど耳が聞こえなくなった。学者肌の人物であった彼は、書齋でドイツ語辞典の編集の仕事をしながらか、無愛想なビーバーのように本の山にうずくまっていた。見知らぬ訪問者が彼に面会を求め、仕事の邪魔をされたとき、それが公的な表彰の件<sup>6)</sup>であったにせよ、ヤーコプは、静かな時間に戻りたいと思うのであった。「研究に没頭できるときだけが、私にとってなにものにも代え難き貴重な時間のように思われる」。——威風堂々とした振る舞いに熱中する大臣閣下——そして、その奥方たち——、ヴィルヘルム通りにある宮殿で毎晩催されるサロンでは、彼らのなかにあつて大学に関係するものなど誰も目にするにはなかつた。しかし、その様子を、ヤーコプ・グリムはダールマンに書き送っている。「お上品に洗練された仕草で、実にくだらないことを歓談している皇子たちや伯爵、高官たち」。彼だけでいる時には、あれほど愛想よく親切に振る舞えるサヴィニーであったとはいえ、彼の妻や家族と一緒にいるときには、その分だけ

---

6) 死を迎えるとき、ヤーコプ・グリムは、ヨーロッパ中の30を超える学術団体やアカデミーの通信会員や名誉会員であった。



まったく違って、冷ややかで気高く相手を寄せ付けなかったのであろう。世間一般に読んでもらうために、ヤーコプ・グリムは、彼の類い稀な言語学的な論文「占有という言葉」(Das Wort des Besitzes)の献呈の辞のなかで、このことを表明した。この論文は——サヴィニーのマールブルグ時代の占有権に関する作品を暗に意図したものであるが——、サヴィニーの学位取得50周年を記念して書かれたものであり——ついでながら述べると、わずか4日間で書かれたのだが——、それを、ヤーコプは個人的に、サヴィニーに献呈したのだった。そのなかで、ヤーコプは、古い友人サヴィニーとのあいだのことを思い起こしている。それは、この論文が書かれた4年前の1847年、国王の誕生日の折りに、大臣であるサヴィニーのもとでの昼食の宴にヤーコプが招待されたときの様子であった。ヤーコプは、次のように書いている。燭台の灯った大広間で、グリムが彼のほとんど知らない華やかに着飾った人々に混じっているときであった。「そうした人混みを前にして、貴殿は、手袋をはめた指先を私に向けた」。白髪の老人は、ひょっとして、ドルトヒェン(Dortchen: ヴィルヘルムの妻、ドロティーアの愛称: 訳注)が、その老人つまりヤーコプの服に縫いつけてくれた勲章のことかと、子供らしい想いを巡らしながら考え込んでしまった。「もしかしたら、バッジが然るべき場所にくっついていないのかな」。果たして、ヤーコプはため息をついた。「我々のような者にとって、そのようなバッジを誇示し、並び立てること、縫いつけ、また剥ぎ取り保管する、といったことは、まったく馬鹿馬鹿しく難儀なことだ」。それから、ヤーコプは、強大な権力をもった大臣であるその友人の目を見据えて言った。「今、貴殿の着ている大臣の衣服よりもマールブルグ時代の外套のほうに何十倍も強く愛着を感じている、ということで私を悪くするひとはいないでしょう」。さらに続けて、この友人には「閣僚よりも学僚のほうがよっぽどふさわしい」と。そのように、サヴィニーの賛美者の多くの人々が——正当にも——考えていた。しかし、年齢からしても先輩にあたる老学者を怒らせてしまった。すでに10年ほど前に公刊された書簡集をみればわかるように、今や談笑の場においてさえ、まともな学問的な語らいなど成立することがなかった。19世紀ヨーロッパ法学の立役者が、真の使命、そのひとが心底やりたかったことから引き離されてしまった、ということが、ヤーコプを悲しませた。彼は、その私的な記念論文集に対して、感謝の一言をももらうことがなかった。にもかかわらず、

それでもやはり、彼は、サヴィニーの臨終に立ち会ったのであり、サヴィニーの手を握ったのであった。77歳になる教え子と83歳の恩師の姿であった。

グリム兄弟とサヴィニーとのあいだの、しばしば引き合いに出される親密な友好関係は、したがって、著名なひと同士の巨頭の語らいから始まったのではなく、師弟関係が、そもそもの出発点であった。そして、彼らは、どんなときでもこの師弟関係という軌道を踏み外すことは決してなかった。「私は、自分が貴殿の生徒であることを認めます。生徒と先生との関係は対等ではないことには変わりはないのですが、それでも、あらゆる点で、ほとんど違ったものになってしまいました」。ヤーコプは、「占有という言葉」の献呈の辞でこう書いた。それは的を得た表現であった。というのも、そもそも対等ではないということは、当初からそうだったのであり、それはますます大きくなる一方であったからである。それにもかかわらず、やはり、サヴィニーに対するヤーコプの関係は——それは、その時代の法学に対し、ヤーコプ・グリムの抱いている個人的なもっとも核心をなす観点と連なっていた——、法学と法 (Rechtswissenschaft und Recht) について語るヤーコプの表現のなかに窺われる注目すべきある種の葛藤、心の揺れを解き明かす鍵をわれわれに提供する。ヤーコプは、一面においては、生涯ずっと、歴史法学派のなかのローマ法研究部門を先導した巨匠、サヴィニーの門弟であった。サヴィニーは、ドイツにおけるローマ法学研究を国際的評価を得る研究にまで高めた人物であり、ドイツにおける第二のローマ法継受、数百年の残滓を洗い落とし純化されたローマ法の継受に道を開いた人物であった。さきに引用した1807年のヤーコプの手紙のなかで<sup>7)</sup>、彼は、敬愛する先生に、もうこれ以上法律学 (Jurisprudenz) の勉強を続ける気のないことを報告している。その手紙には、彼がそう思うに至った経緯も書かれており、それは次のような理由による、という。すなわち、ひとが既に、たとえば立法によってすべてのものに片が付けられたところに法律学というものが存在するのであり、それは、もはや学問 (Wissenschaft) ではない。というのも、「発明発見や探究、また探究されたことを表現するということが、学問の名に値するのであり、すでに

---

7) S. Anm. 5.

解決されてしまったものや明々白々なものを知るということは学問ではない」。もちろん、ローマ法 (römisches Recht) の場合には、多くの基礎資料が失われてしまっている。そこで、それ故に、ローマ法律学 (römische Jurisprudenz) の精神と本質を探究する法律学研究だけが意味のある学問となりうるのである [これが、ヤーコプが法律学から離反したい理由である]。ここには、核心において、サヴィニーが後に構想する歴史法学派の綱領を予感させるものがあり、さらにはもつと後の、学問としての法律学の無価値性についてのキルヒマン (Kirchmann) の理論をさえ、すでに予感させるように思われる。ゲルマン的ドイツ法やその学問性については、まだ話題になってない。後になっても<sup>8)</sup> グリムは、依然として、「ローマ法の導入の必然性」は、「人間の考える損か得かといった浅はかな計量を一切超えて敢然と存続する歴史的事実であり宿命である」といった見解に留まっていた。ヤーコプは、1847年にリュウベックで開催された第二回ゲルマニステン大会での議長選で、三分の一の票を失った [つまり、第一回大会では満場一致で議長に選出されたが、第二回大会では三分の二の得票で選出されたのであった：訳注]。が、それは、前の年の1846年、フランクフルトで開かれた第一回ゲルマニステン大会で、彼が、次のようなサヴィニーの精神を詳しく敷衍したからであった。「ローマ法は、長い期間を通じてわれわれのもとに住み慣れ、われわれの法的ものの見方全体が、ローマ法と緊密に織り合わさってきたのであるから、そのローマ法を無理矢理われわれから引き離すということは、わたしにはおぞましくてほとんど耐えがたい容認することのできない純粋主義のように思われる。それはあたかもイギリス人が、ロマン語に由来する言葉を英語から追い出し、ドイツに起源をもつ言葉だけを保持することが可能であるといった考え方を実行しようとするようなものであろう」。それを、古きドイツ法をふたたび生き生きと甦らせることについて並ぶ者のないくらいに熟達しているその同じひとが書いているのである。また、次のような発言もみられる。「ローマ法の実務的な使用は、われわれの国制や自由になんらの利益ももたらさなかったということは議論の余地もない」。あるいは、「その土地の法の具象的倫理的

---

8) Briefe an Savigny S. 175.

な基盤が、キリスト教が導入されることによってではなく、それこそ、ローマ法の侵入のために遮断され抑制されることによって漸進的な精神的発展へと向かって成長していったのならば、そのローマ法の侵入の真の価値は、いっそう確実に押し量られることができるであろうに。誰がローマ（法）の卓越性を見誤るであろうか。ただ、ローマ法はわれわれの祖国の法ではなく、われわれの大地のうえに発生し成長したのではなく、われわれドイツ人の思考方法と根底のところ核心のところ葛藤がある、というこのことだけがその法の重大な欠陥なのである。そして、まさしくそれ故に、ローマ法はわれわれの気持ちを満足させることができないのである」。

確かに、グリムの発言におけるこうした矛盾は、次のように解することによって、つまり、おそらく、グリムの示すローマ法の有効性についての高い評価は、結局——たとえ残念なことであったとしても——、置かれている目下の状態が変更不能であるという彼の分別に基づくものである、と解することによって、解決することはできるであろう。が、その論理的帰結は、いうまでもなく、19世紀の法学者を襲ったところの、適用されるべき法を巡ってのゲルマニステンとロマニステンの争いにおいて、ヤーコプ・グリムは、結局、ロマニストの陣営に立っていた、ということになる。しかしながら、私が思うに、グリムの純粹に法学的なことがらに関する発言はすべて、若い頃から影響を受けたサヴィニーの権威のもとにあって、彼の学説をほとんど盲目的に受け入れ引き継いだものとして見なさなければならない。なにしろ、グリムは、サヴィニーの著した綱領論文『立法および法学に対する現代の使命』に関して、サヴィニーの求めに応じて書いた論評のなかで、「ローマ法が、さらに、われわれのもとに在り続けなければならない・・・ということは、わたしには疑う余地のないことだった」というだけでなく<sup>9)</sup>、——彼は恥じ入ったように、次のようにも告白するのである、「・・・近い将来、若干の一般的に有効なドイツ法の可能性もあるだろうと心に思い描いていました。が、それについては、まったくご指摘のとおりだと思います。立法の時代の資格はないということを、・・・貴殿はきちんと示してくれました」。否、ヤーコプ・グリムは——彼が自ら語っている

---

9) Briefe an Savigny S. 172.

ように——<sup>10)</sup>、一級の図書館員ではなかった、というだけではなく、彼は一級の法律家でもなかった。さらにまた、——ただちに付け加えて言えば——彼は本来の意味での法思想家(Rechtsdenker)でもなかった。真のヤーコプ・グリムの姿、それは彼が「喜びに満ちた信心深さ」でもって、かつての農民たちの古き判決録(die alten bäuerlichen Rechtsweistümer)を蒐集することに熱中し、あるいはまた、ゲルマンの法のなかに含まれている詩(die Poesie)の意味を深く考えるようになったとき、そのときに彼の真の姿が現れ出てきたのである。ヤーコプは、彼の時代の「無味乾燥な立法」、すなわち「祖国の法的素材を蔑んだ」立法というのは、こちらの方で願い下げで相手にする気はないと述べ、「過去の隷属制や奴隷制というものは、多くの点で、われわれの時代の農民や日雇い工場労務者の抑圧された存在よりも重苦しいものではなく慈しみ深いものであった。今日の牢獄は原始時代の手足の切断とかいった身体刑よりも恥辱に満ちている」と語る<sup>11)</sup>。さらに彼は、今日のわれわれは「かつての旧き法の生彩に富んだシンボルの代わりに[煩雑な]法的手続きの積み重ねを、かつての裁きが青空のもとで行われていたのに対し、それに代えて煙でくすぶった事務部屋を」もってしまったことを嘆いた。——ヤーコプがそういったことを口にした時、わたしは思うのだが、当時の法学界内部で激しい議論の起こっていた実践的な法の具体化をめぐる原理原則の争いのすべてが[自然法学派と歴史法学派との、また歴史法学派内部でのロマニステン対ゲルマニステンの論争：訳注]、実は、彼にとって全くどうでもいいことであった。

そこで、彼のこうした基本態度、すなわち、先ず、旧き法における詩的なものをもっとも重要な要素と捉え、次いで、語源的言語学的なもの、最後に法律学的なもの(das Juristische)とする彼の姿勢から、われわれはさらに、次のような問題を吟味しなければならない。ヤーコプ・グリムは、通常、歴史法学派のメンバーのひとりで見なされているが、いかなる意味いかなる範囲において、その学派に属すると考えることができるのだろうか。そのためには、もちろん、世間一般で理解されている歴史法学派というものを、ここでより厳密に定義しなおさなければならない。すなわち、その学

10) Briefe an Savigny S. 351.

11) Vorrede zu den Dt. R. A., S. XV Anm.

派を詳細に区分しなければならない。わたしの考えるところでは、[サヴィニー以前の]古くからの元来の綱領に即して純粋な歴史法学派の概念と、サヴィニーによって玉座に就いたところの変質された比較的新しい歴史法学派の概念とは区別されなければならない。すなわち、歴史法学派 (historische Rechtsschule) は本来、法の歴史学派 (rechtshistorische Schule) ではなくて、法が産み出されるさいの形式や法の効力の根拠は何かといったことを根本問題としていたところの法の哲学的—教義的な流派 (rechtsphilosophisch-dogmatische Richtung) である。その本来の歴史法学派というものは、裁判や学説、法規の正当化根拠を、合理的に説明でき究明できうる事物の本性のなかに探究した自然法から流れ出たものである。この新学派、つまり歴史法学派の生まれ故郷は、アルブレヒト・フォン・ハラー (Albrecht v. Haller) によってもたらされた初期のゲッティンゲン大学の現実感覚、実際的なものの考え方であり、歴史法学派の創始者は、あの時代のもっとも著名な私法学者、すなわち後に彼の教え子サヴィニーによって不当に押し隠されたゲッティンゲン大学のグスタフ・フーゴー (Gustav Hugo) である。彼にとって、法の起源が法学の本来の考察対象であり、それは民族の生の経験、「国民の思念、確信」(Meinung der Nation) であった。(フーゴーは、そのように記すが、その際の「国民」Nationとは、文化史的な概念であり、決して政治的概念ではない)。すなわち、それは、諸々の法規によって映し出され、確かめられるかぎりでの「国民の思念」である。ひっそりとしていて目立たないといった印象を与えるこの「民族精神」(Volksgeist) は——ヘルダー (Herder) の理念の世界から生まれたこの言葉は、先ずはじめに若きヘーゲルによって用いられた——、経験的に、すなわち歴史的に究明されなければならないということ、このことが、何よりも先ず、徹底して非ローマン主義であったことの論理的帰結であった。なお、こうした着想、精神でもって一貫して書かれた作品として、ゲッティンゲン大学のカール・フリードリッヒ・アイヒホルン (Karl Friedrich Eichhorn) の『ドイツ法史および国家史』(deutsche Staats- und Rechtsgeschichte) (1808年以降) がある。この著作は浩瀚で、今日においても依然としてドイツ法史の模範となっている。また、この作品は、その著者アイヒホルンを歴史法学派のゲルマニスト的分枝の創始者かつ中心人物にしたのであった。その歴史法学派が、本質的にはローマン主義的な考え方の圧倒的影響のもとに、しかし、同時にまた、まさしく歴史的な関心事が独り歩きし

ながら、法の歴史学派へと変貌していった。その変化の手引きとなったのが、1814年の「歴史法学雑誌」(Zeitschrift für geschichtliche Rechtswissenschaft)の創刊であった。その雑誌の共同編集者にはアイヒホルンやゲルマニストのゲッシェン(Göschen)も名を連ねていたが、主導者はサヴィニーであった。「歴史法学雑誌」創刊号におけるサヴィニーの巻頭論文「この雑誌の目的について」、また、それとほぼ同時期の、これまでも何度か言及した彼の論駁書『立法および法学に対する現代の使命』には、この新しいスタイルの歴史法学派の詳細な綱領が含まれていた。『使命』論文について、ここで充分に行き届いた批判を展開することは、われわれの主題からあまりにかけ離れてしまうことになるであろう。[要約して言えば]その論文は、歴史的に究明された民族的確信(Volksüberzeugung)に基づく法の革新へ向けられた法学運動の出生証明書、というよりはむしろ、その死亡証明書であった。40年代の国民民主主義的な要求・衝動が、ようやく、サヴィニーの三百代言的な論証のトリックによって古典時代のローマ法研究を優先させるといった、静寂主義的な状況に終止符を打った。こうした国民民主主義的な要求運動は、1843年に公刊されたゲオルグ・ベーゼラー(Georg Beseler)の闘争書『民衆法と法曹法』(Volksrecht und Juristenrecht)によって開始され、それまでの歴史法学派に、法政策的(rechtspolitisch)な課題を再び呼び覚ますことになった。その際、今度は、ロマニステンに対抗するゲルマニステンの前線に陣を構えて、その課題、使命を担うことになったのである。

ところで、法制史に向けられたヤーコプ・グリムの研究は、外面的にはローマン主義的な歴史法学派を受け継いでいた。協力して欲しいというサヴィニーの声かけに励まされて、さっそく「歴史法学雑誌」の第1巻のために、ヤーコプは論文「古ゲルマン固有の秘密殺人の贖罪方法について」(Über eine eigene altgermanische Weise der Mordsühne)を寄稿した。法制史に関してヤーコプは、このような、彼にとってどちらかと言えば付随的な論文を数多く、「歴史法学雑誌」に寄稿した。それらの論文はすべて、当時にあってはきわめてなじみの薄い資料にも、彼が並はずれて精通している点で際立っている。そうした論稿にあってひときわ傑出しているのは、1850年に発表された序文、つまり、レークス・サリカ(Lex Salica)がメルケル(Merkel)によって編纂されたとき、そのメルケル版に寄せたヤーコプの

序文である。その序文は、いわゆるマルベルギッシェ・グロッセ (malbergische Glosse, マルベルク註解), つまり, サリ族の部族法典の比較的古い写本に差しはさまれたラテン語ではない言葉, 数百年の間に書き写されることによって理解不能となるまでに改変されたあの単語群に関して論じたもので, 言語史的な個別研究論文のひとつとしての意義さえもっている。その単語群はケルト語の名残にかかわる問題である, とする歴史家レオ (Leo) によって提示されたその当時の見解に逆らって, グリムは, 言語と法とを組み合わせ総合判断する彼のすぐれた才能でもって, それらの単語群がドイツ文字であることを, その序文で最終的に証明してみせた。グリムのいうところによれば, それらは「フランク語という難破船から岸に打ち上げられた唯一の破片」であった。

ヤーコプ・グリムのこの仕事はドイツ法制史の研究を促進するのに大変有益であった。とはいえ, その仕事よりも, なお, 彼の三篇の——それぞれを相互に関連づけながら展開する——法史的な仕事のほうが, はるかに優っている。その三篇とは, 書かれた年代の早い時期から順に挙げるとすれば, 先ず, すでに何度か触れた「歴史法学雑誌」の第2巻, それは1815年に公刊されたが, そこに収録されている「法におけるポエジーについて」, また, 1828年に刊行された『ドイツ法古事誌』(deutsche Rechtsaltertümer), さらに, 農民たちの『ヴァイステューマー (判告録)』(Weistümer) に関する資料の出版である。この『判告録』について言えば, ヤーコプ自身は, 1839年に第1巻を刊行して以来, 第4巻まで印刷に付すことができた。その後1878年までに, 引き続いて2巻とさらに別巻索引が, おもりにリヒャルト・シュレーダー (Richard Schröder) の骨折りによって刊行されている。文字どおり法制史のためにヤーコプ・グリムによって見つけ出されたこうした類の資料の塊に, 彼の愛情はすべて——いかにも彼らしい独特なかたちで——捧げられていた。ヤーコプは, 判告録に対し, 高質な古事誌, 古代文化遺産としての価値を認めていたが, その判告録を, 彼は飽きもせず, 「われわれの土着の法が自由で高質な性質を帯びていたことのみごとな例証」である, と賞賛しつづけた。ヤーコプは, (「干からびた」) 都市法と, この農民たちの判告録との関係を, あたかも「正規の職匠歌に対する, たくましくて澁刺とした民謡の関係」のようである, と捉えている。中世の都市法は, ローマの法律学にこだわらずに, そこから解放された初期の



ドイツ市民層の法技術の傑作である。そこでは法技術的な内容からいって、はるかに貧しい農民たちの判告録の持っている具象性や躍動的な性格、また詩的な性質が払拭されているが故に、中世の都市法が、比較的高度の、否、最高度に熟練した法の技芸の証になったのである。しかし、同時に、ヤーコプ・グリムが、それら中世都市法には冷ややかで、手を染めずにいた何らかの理由もまた、都市法のもつそうした性質の中に潜んでいる。それはともかく、判告録もまた、のちの蒐集によって——たとえば、オーストリアで、これまでに14巻集められたように——増補されており、今日までなお、なかなか十分にはくみ尽くすことのできないドイツ法制史の情報源、資料であり続けている。

判告録は、法制史に向けられたグリムの、いま述べた他のふたつの主要業績、つまり「法におけるポエジーについて」と『ドイツ法古事誌』に対しても、その典拠資料、使用例の大部分を提供している。論文「法におけるポエジーについて」でもって彼は、後にウーラントが語ったように、ポエジーという金の糸を、あの、一般にこれまでは無味乾燥なものとして考察されるのを常としていたあの法のなかからでさえ、紡ぎ出したのであった。その論文では、言語、詩的形式、法的象徴、節度や真価、美点に基づく詩的規定といった点で、古代ドイツの、総じてゲルマンの法は、ポエジーと緊密に結ばれており、それと分かちがたいものであったということ、無数の実例によって説明された証拠でもって示すことに精力が注がれている。さらにまた、詳しく見れば、彼の浩瀚な作品『ドイツ法古事誌』の着想についても、同様のことがいえる。1813年にすでに、ヤーコプはサヴィニーに宛てて書いていた<sup>12)</sup>。「このところ私は、古代ドイツ法のための珍しい冊子をとっております。そこから多くの当時の一定の様式やしきたりを抜き書きしました」。その後1828年になって、このノートは、それこそあちこちに散在していた資料から抜粋した何千という引用文が含まれている場合であっても、ヤーコプ・グリムが記録したとおりに一冊の書物に纏め上げることができるまでに熟した。すなわち、植字工が活字箱の前に立ったままで待ち、それから、彼のものすごい記憶のなかから、あるいは彼の整理カー

---

12) Briefe an Savigny S. 149.

ド箱のなかから取り出され、一気に執筆された。植字見習い工が毎晩やって来て、まだインクの乾いてない原稿用紙を持ち帰った。その結果、グリムは全体で1000頁を超える分量を書き上げるわけだが、前に書いて手渡した原稿を彼は見る事ができなかった。それにもかかわらず、この書物にはいちどの繰り返しもない。なおかつ驚くべき事に、彼は、この『ドイツ法古事誌』の序文で、この本でもって、私はこれまでの長い文法に関する仕事に立ち帰りたい、と述べている。ヤーコプは、かつて「神は、がむしゃらに仕事をこなし且つ勤勉であることへの揺るぎない気質を、私に与えられた」と、自身のことを語ったことがあった。

1815年の論文「法におけるポエジーについて」には、後になってももはや変わることなくグリムが抱いたところの、法の発生と形態にかんする表象、イメージが、すでに含まれている。——法学説 (Rechtslehre) という表現は、おそらく適切ではないだろう——。ここで彼が、純度の高い生粋のロマン主義者であることが明らかになったが、また、もちろん、これも混じりけなしに、絶望に駆りたてるほどに把握困難な不明瞭さをもった法律家 (Jurist) であることも実証された。法の実質的な内容、すなわち正義の観念や個々の事案におけるその実効性、法規範の内容といったものには、彼は興味がなかった。そのようなものは、彼にとって、まったく存在しなかった。形式や言語、象徴 (「法の文法」 die Grammatik des Rechts)、すなわち詩趣に富んだ形象、詩的な構成物が、彼にとってはすべてであった。その際彼は、注目しなければならない点として、典型的なロマン派の手法を用いて、詩に関しては、作為のないありのままの、民衆に即した、世にいわゆる民族のもっとも若々しい青春期にまで遡る民謡、民族歌謡と、文化的にきめ細かくなり細分化された新時代の創作歌謡、芸術歌謡とを区別する。同様に、法においても、真の民衆性に合致した法と、頭をひねって考え出された後代の——彼にとってもはや興味のない——法とが区別されている。「法は」——と彼はサヴィニーに宛てて書いている<sup>13)</sup>。——「その起源や有機的に生命力に満ちた前進運動に関して言えば、言語や習俗と同様、民衆に即したものであります。法を、言語や習俗から切り離して考え

---

13) Briefe an Savigny S. 172(1815).

ることなどできません。そうではなくて、これらすべてが、人間を包み込んでいる或る力によって、相互に緊密に浸透しあっているのです。言語やポエジーを發明しようとするのが無意味なことであると同様に、また、人間は、その一面的な理性でもって法を手に入れることなどできないのであります」。裁判官は、法の見地から民族が産出したものを管理運営するのである。それは、民族歌謡を歌う歌い手と同じようなものである。というのも、民族歌謡も、それを歌う誰のものでもないからである。ポエジーと法とは、分けできない何か一体となったものであって、それは「ひとつのベッドから起きあがった」のである。法は、単に詩的であるだけでなく、法それ自体がポエジーそのものである。この両者の親縁性は、あらゆる言語の深淵へと法を差し向けることになる。裁判官は発見人と呼ばれる。何故なら、詩人が発見人(trobadores)であるように、裁判官は判決を発見するからである。

すでに述べたように、『ドイツ法古事誌』は、要するに、このような様相を、ほとんどくつがえす余地のないほどにひとを納得させる文献証拠の提供によって描き出そうと企てられた詳細な叙述にすぎない。彼はそれを「ドイツ法の歴史を構成する具象的な(sinnlich)要素——むしろこう主張したいのだが、つまり——感覚めいた(sinnenhaft)要素を探るために蒐集した資料の陳列室」と名づけている。そうした要素となる素材は6巻に区分けされて、それぞれに表題が付けられている。が、そうした区分は、まったく形式的な意味しかもたない。その全6巻の表題は、それぞれ、身分、家事、所有権、請負、犯罪、裁判である。そして、かなり長編の序論では、作法、定め、節度、象徴、数量が論じられている。そこでは、昔々の裁判官が裁判をおこなわなければならないように、グリムのたいへん美しい表現様式で、柵で囲まれた法廷で裁判がおこなわれ、死刑や遺産の分配、差し押さえ、農民の引き渡しといったもののさまざまな形態が——それが法のしきたり、作法である——目に見えるように描写されている。われわれは、ここでは、実社会における法的思考の支配とか土地信用制度、罪と責任についての概念的な関係、未遂にかんする学説、といったものについて一切聞くことがない。しかし、われわれは——ふたたびルートヴィヒ・ウーラントの言葉を引用すれば——、次のような情景を目にするのである。「石造りの裁判官の椅子のうえに若々しく生い茂っている菩提樹の木々

を」。それ故、この著作は、古き法の歴史から新しい法を説明する法制史の発展的な叙述ではなく、また歴史的な法の内在的な仕組み、体系の叙述でもなくて、法の古事研究、法の考古学 (rechtliche Altertumswissenschaft) なのである。それは、民謡と言語にかんする彼の考えに対応している。すなわち、生成と消滅といった法の生命 (Rechtsleben) のことなど一切かまわずに、証拠となる資料が、あらゆる時代、あらゆる地域から取り出され並び置かれる。各々の資料が、或る手続きの形成へ向かう衝動の証明でもあり、その同一の手続きの出来上がった形式・考え方の証明でもある。「タキトゥスや、おそらく記録されてからまだ100年ほどしか経っていない判告録を並べたて、同時に表示する」と、彼は述べ<sup>14)</sup>、脈絡の途絶えてしまった多数の例を示す。そうした引きちぎられた脈絡の、その失われた中間項、連結リンクは、将来の探究によって見つけ出されなければならない。また、そのことによって、あるいは、これまで推定されていた結びつきが否定されなければならない、と彼は捉えている。まさしく、『ドイツ法古事誌』は、ドイツ法制史の一種といったものではない。そして、われわれは——世間一般の考え方に反して——、古き法に対する歴史的—進化的な見方や叙述ではなく、生粋のロマン主義的なヤーコプ・グリムの見方、描写に直面して、彼を歴史法学派のひとりとみなすことに躊躇してしまうだろう。あの時代のゲルマニステン、たとえばアイヒホルンといった法律家たちは、通例でないもの、稀有なものを認知するさいにはすべて、ともかくもこの作品によって慎重に判断を下した、ということは何ら驚くべきことではない。というのも、彼らは、實際上、生の素材を、諸々の制度のゆるやかな再編に対応するよう十分に留意しながら歴史的に取り扱った論述、公法の発展にとって本質的な影響を及ぼす政治的な出来事に立ち入ったものがこれまでなかったことに気付いていたからである。あの時代の法律学 (Jurisprudenz) には、それらが欠如しているという意識がまったくなかった。その欠けているところを、ヤーコプ・グリムはその著書によって補填、是正したわけであったが、彼らにはその意識を欠いていた。とはいえ、それでも彼のその著書は少なからぬ影響を及ぼした。この著書によって、さら

---

14) Vorrede zu den Dt. R. A., S. VIII.

に古いゲルマン法を探究しようという気運がヨーロッパ中に高まっていった。この点で、法の歴史学は、その法探究へ向けたもっとも強い刺激を与えられた。その法に関しては、なかでも、サヴィニーが「私がこれまで、たいへん愛着を覚えている数々の書物のなかでも第一のものです」と記すとき、彼は、正鵠を射ていた。そして、さしあたって欠けているように思われていたものが、実は、時間が経つにつれてますます強く、永遠の若者のような生気を請け合うようなものである〔解明がなかなか難しいものである、ということか：訳注〕ことが明らかになった。すなわち、法史学上の学説や見解は、この間、様々に推移していったが、「ドイツの法古事学」の分野は、その影響を一切免れて〔——依然としてグリムが開拓したままで：訳注〕いた。そうでなくても、この仕事の真の後継者など、どっちみち見つかるはずはなかった。というのも、グリムは、法学のなかでもこのような、なじみの薄い原野、領域から、かなりの収穫物をすでに採り入れてしまっていたのであり、後の世代の人々には、かろうじて、わずかの落ち穂拾いしか残されてなかったからである。ヤーコプ・グリムの他の法史学的業績よりも抜きん出ているこの著書は、遺憾ながら読まれるというよりもむしろ単に誉め讃えられるだけということの方が多い。そうではあるが、しかし、今日においてもなお、グリムの言葉づかいのもつ力強さや生彩のある表現法のすべてを伴って、おおよそ150年経った今日でも、ほとんど一点においても褪せることなく、そこに在り続けている。もちろん、資料による裏付けをとるためにこの本を何度も使用することから生じてくるちょっとした古つや、古色が滲み出ているが。この著書には、それ以来、新たな改訂版が出ている。その点であるいは、この本の古つやに対する救済策は講じられることになるかもしれない。しかし、そうした古色蒼然とした色合いなど全くなしに、彼の死後100年が経過した今日においてもなお、ヤーコプ・グリムの名前は、ドイツ法学の年史のなかに、また——グリム自身のかつての表現法を用いて述べるとすれば——「曇らぬ輝き、光沢のなかに」在り続けている。

註2) への付説 (Exkurs zu S. 9)

この憲法紛争の法律的側面は、最近の文献のなかで何度か取り扱われている。もっとも詳しいのは、フーバー (E. R. Huber, Dt. Verf. Gesch. II S. 96 ff.) によるもので、さらに、スメント (R. Smend)、イギリス人のウィリス (G. M. Willis)、そしてゲルケンス-レールバイン (Gerkens-Röhrbein, in: Göttinger Jahrbuch 11, 1963) が論じている。すべての問題を、ここで検討することはできない。が、幾つかのコメントは許されるであろう。エルンスト・アウグスト (Ernst August) は、1833年のハノーヴァーの国家基本法に対する異議申し立てを、ひょっとして秘密にしていたのかどうか、という問題に対して、フーバー (a. a. O. S. 92) は、王位継承者の何度かの抗議表明や留保表明があったことへ注意を喚起し、こういった表明は秘匿することを不可能にする、ということを的確に指摘した。それはまた、「アウグストが計画していた異議申し立てを4年間隠していたことは、法に適合していたかどうか、王侯としてふさわしかったかどうか」というスメントの問い (Smend. S. 11) が「不当である」ことを明らかにする。エルンスト・アウグストの異議申し立ては活字化されており、ハッセルの論稿にも掲載されている (W. v. Hassel, Gesch. d. Kgr. Hannover, Bd.I, Bremen, 1898, S. 336ff)。が、ほかにも公にされている。

以前から、宣誓問題が、抗議する側の法律上の核心と見なされている。この宣誓問題について、7教授は次のように表明している。「彼らは、国家基本法に対してなされた彼らの宣誓を引き続き遵守することを義務づけられている」。また、1837年12月9日のライプツィヒ委員会の声明も、その信条を次のように述べた。「存続している憲法 (Verfassung) への宣誓を、君主に、また祖国に為したものは、一方的にその宣誓の束縛から解かれることはありえない」。宣誓の内容や、先に宣誓をしたが今や国王によってこの遵守義務を免除されるという官吏に生じた葛藤、紛争については、スメント (S. 17f.) やフーバー (S. 99ff.) も論じている。その際、彼らの議論は、「官吏の基本法遵守の宣誓」を出発点にしている。「その宣誓を7教授はおこなった。そこで彼らは依然としてこの宣誓を誠実に守ろうとしている」

(Smend S.17)。——そのことは、おそらく7教授の意見も同様であった。しかし、スメントもフーバーも次の点を見落としている。つまり、7教授のうち一人だけが、すなわち、1835年に初めてゲッティンゲン大学に就任したゲルヴィヌス(Gervinus)だけが、実際に、1833年の基本法に基づいて宣誓したということ、しかも、将来為されなければならない職務上の宣誓が定められている1833年10月9日の「忠誠の宣誓および職務宣誓の形式に関する公示」(Hann. Ges. Slg. 1833 II S. 41f.) にそった形式で宣誓したということを見落としている。その他の6名の教授は、1833年以前にすでにゲッティンゲン大学で教授として勤務しており、この基本法に対し自ら宣誓をおこなうということは、まったくなかった。この基本法は、なるほど、官吏の職務宣誓を「国家基本法の誠実な遵守にまで拡げること」、すなわち、その限りでは、追加される新たな宣誓をも貫いていることを161条で規定していた(Hann. Ges. Slg. 1833 S. 329)。しかしながら、国王ヴィルヘルム4世は、彼の1833年9月26日の憲法発布の勅令13条項において、これを棄却した(Hann. Ges. Slg. 1833 S. 285)。「われわれは、さらに、われわれの誠実な等族の提案に基づいて、文民—官吏身分(Civil-Staatsdienerschaft)の職務宣誓は基本法の誠実な遵守にまで拡大される、ということの基本法によって命じる。しかしながら、われわれは、われわれの現在の官吏身分全員に対し、さらにもう一度、職務宣誓を行わしめることが適当とは認めがたい場合には、われわれは、ここに、彼らによってすでに為された職務宣誓を参照するよう、その彼らに指示する。また、われわれは、あたかも彼らが基本法の誠実な遵守にむけて宣誓に縛られているかのように、そのように、あらゆる点で判断がなされなければならない、ということを宣言する」。

しかるべき宣誓の——この、しかるべき真の宣誓だけが自由な意志決定からの自己拘束を意味した——この却下、また、官吏は、まさしく、宣誓したものとして扱われるという、完全に専制君主制的な効果をもつこうした国王の一方的な言明は、おそらく法的な状況、局面に少なからぬ変化を生むだろう。この勅令13条項にかんがみて、トライチェケ(Treitschke, Dt. Gesch. im 19. Jahrh., Teil IV [7. Aufl., 1919] S. 163)とも異なって、国王は、草案の14ヶ条の「重要でない非本質的な条項」だけを一方的に修正したのだ、と解釈することは許されるだろう。少なくとも13条項は、あたかも宣誓をしたかのようにみなす(Als-ob-Eid)ものに拘束されて

いるかという問い、次いでそれに続いて考えられるこの宣誓からの解放、この宣誓が解除されるかという問いに対して、おそらく法的に本質的な問題を含んでいることが分かるだろう。ゲッティンゲン7教授のとした行動の道義的政治的な評価は、そのことによって、たとえなんら変わることがなかったとしても、それでもやはり、その法律的問題は、新たに、じっくり検討されなければならないだろう。その他の点では、これまで注意を払われないうままでいたが、実は1899年にティンメが、こうした事情をすでに指摘していた (Ztschr. d. hist. Ver. f. Niedersachsen Jahrg. 1899, S. 276)。ウィリスがやっと、ふたたびその論拠を取り上げ、そこから明瞭な結論を引き出した (Ernst August [1961] S.182)。しかし、ゲルケンスレールバインが、ウィリスの著書に対する批判的な論文のなかで、一方では、1833年9月26日の勅令13条項を引用しながら (a. a. O. Anm. 98)、しかし同時に、ウィリスは「ここでティンメの主張に従いながら、それにもかかわらず、ゲルヴィヌスを除いて他の教授たちは決して国家基本法 (StGG) に対して宣誓したのではなかった、という論拠に」とどまっている、と述べるとき、それによって少なくとも、彼らが、この問題を理解していないことを示している。

## 文献 (Literatur)

W. ショーフ編『サヴィニー宛のグリム兄弟の書簡』

Briefe der Brüder Grimm an Savigny, hrsgg. von W. Schoof (Veröff. d. Hist. Komm. f. Hessen und Waldeck X X III, 1 Berlin 1953.

F. フレンスドルフ『ゲッティンゲンにおけるヤーコプ グリム』

Frensdorff, F., Jacob Grimm in Göttingen (Nachr. d. Gött. Gesellschaft d. Wissenschaften 1885 Nr. 1), Göttingen 1885.

ヤーコプ グリム『小作品集 全5巻』

Grimm, Jacob, Kleinere Schriften, 5 Bde., Berlin 1864-70.

H. ハイネメル「フリードリッヒ クリストーフ ダールマン」『二人の歴史家』所収

Heimpel, H., Friedrich Christoph Dahlmann, in: Zwei Historiker, Göttingen 1962.



- R. ヒューブナー『ヤーコプ グリムとドイツ法』  
Hübner, R., Jacob Grimm und das deutsche Recht, Göttingen 1895.
- E. R. フーバー『1789年からのドイツ憲法史』  
Huber, E. R., Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, Bd. 2, Berlin 1960.
- E. ロータッカー「サヴィニー, グリム, ランケ」『人間と歴史』所収  
Rothacker, E., Savigny, Grimm, Ranke, in: Mensch und Geschichte, Bonn 1950.
- W. シェーラー『ヤーコプ グリム』  
Scherer, Wilhelm, Jacob Grimm, 2. Aufl. (Neudruck), Berlin 1921.
- W. ショーフ『ヤーコプ グリム——彼の生涯』  
Schoof, Wilhelm, Jacob Grimm, Aus seinem Leben, Bonn 1861.
- R. スメント『ゲッティンゲン7教授事件——1950年5月25日に行われたゲッティンゲン大学入学記念式典での講演から』  
Smend, R., Die Göttinger Sieben. Rede z. Immatrikulationsfeier d. Georgia Augusta zu Göttingen am 25. Mai 1950, Göttingen 1951.
- シュティンツィング-ランズベルグ『ドイツ法学史』  
Stintzing-Landsberg, Geschichte d. dt. Rechtswissenschaft 3. Abt. 2. Halbband, München u. Berlin 1910.
- Ad. シュトール『Fr. C. v. サヴィニー: 彼の書簡集』  
Stoll, Ad., Fr. C. v. Savigny. Mit einer Sammlung seiner Briefe. 3Bde., Berlin 1927-37.
- G. ヴァイツ『ヤーコプ グリムの追憶のために』  
Waitz, G., Zum Gedächtnis an Jacob Grimm, Göttingen 1863.
- G. M. ウィリス『エルンスト アウグスト——カンパーランド公爵とハノーバー国王』  
Willis, G. M., Ernestus Augustus, Duke of Cumberland and king of Hanover, 1954. Deutsche Ausgabe 1961.

(2003年10月26日)